

生駒市教育大綱 (案)

平成 28 年 6 月
生駒市

I 生駒市の教育大綱の基本的な考え方

1 生駒市の教育大綱の位置付けと期間

生駒市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」といいます。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、総合教育会議での協議を経て、市長が策定するもので、本市の教育行政の根本となる方針と位置づけるものです。

本大綱は策定の日から4年間をもって改訂の区切りとしますが、**随時見直しの機会を確保**します。

資料1 No14参照

2 生駒市の教育大綱・4つの柱

生駒市の教育大綱の特色は以下の4つです。

資料1 No17参照

「教育大綱・4つの柱」について、柱は基本方針であって、この部分は「特色」と考えるべきではないか。

(1) 関係者や市民の「協創」による策定

総合教育会議を7回開き、徹底的な議論を行ったほか、公募市民によるワークショップを2回開催して、特に重点的に推進すべき分野について広く市民の意見を集めました。このほか、学校現場や自治会などの関係者からのヒアリングや、パブリックコメントの実施など、「協創(※1)」の考え方に基づいた策定プロセスを採りました。

資料1 No1参照

(2) マニフェストや総合計画などとの整合性の確保と効果的な連携

市長の施政方針やマニフェストを**踏まえ**、また、総合計画や他の関係する計画との整合性を確保し、**積極的な連携を図る**ことにより、学校教育はもちろん、生涯学習、子育て・就学前教育など、幅広い視点と実効性を持つ教育大綱としました。

資料1 No15参照

資料1 No16参照

(3) ひとづくりはまちづくり

市長マニフェストの「ひとづくりはまちづくり」の考え方に立ち、教育を通じた「ひと」づくりにより、生駒の「まち」のさらなる活性化につなげていくものです。

(4) 中長期的な視点を踏まえつつ、4年間で実現すべき具体的な方向性を整理

激動の21世紀の中長期的な変化を見据えつつ、この4年間で進めるべき人づくりや学校・まちづくりの在り方として、重点的かつ集中的に取り組むべき事項を整理しました。

(※1)協創：協力して創り上げること。人と人をつないでネットワークを作り、そのネットワークを活用して具体化し、成果を生み出していくこと。生駒市のまちづくりを進めるための新しい概念。

3 教育大綱の構成並びに他の計画との関係

教育大綱は、「基本理念」「基本方針」及び「教育大綱策定後の進行管理」によって構成します。

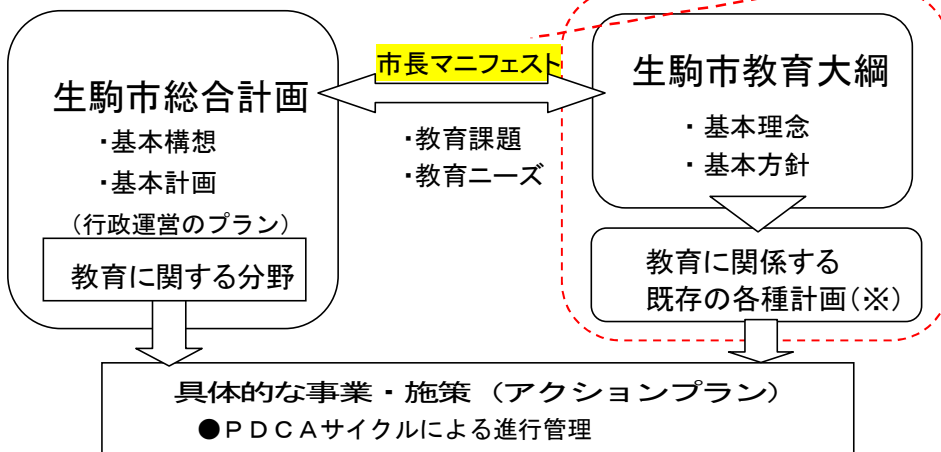
また、それらを実現するための個別具体の施策は、本市のまちづくりの指針であり、行政運営のプランである第5次生駒市総合計画後期基本計画及び同計画に基づく具体的な事業・施策の中に整理し、進めていきます。

あわせて、家庭教育、地域社会との協働、文化やスポーツ、産業、国際化など教育に関係する既存の各種計画に位置付けられている具体的な事業・施策の中で、教育大綱の基本方針に定めた内容の具体化を目指していくこととします。(以下、これらの具体的な事業・施策のことを「アクションプラン」といいます。)

資料1 No18参照

大綱策定後の進行管理は教育大綱に含めるべきではない。

資料1 No19参照



(※)教育に関する既存の各種計画

| 方針・計画名 | 所管課 | 策定年月 | 根拠法令等 | 計画期間 | 内容 |
|-------------------|------------|--------|--------------------------|-------|--|
| 生駒市学校教育の目標 | 教育指導課 | 毎年度 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 | 1年 | 生駒市がめざす子ども像、重点目標、目標実現に向けた取組を提示する。 |
| 生駒市社会教育基本方針及び重点目標 | 生涯学習課 | 毎年度 | 社会教育委員会議において策定 | 1年 | 生駒市生涯学習推進基本方針(H19年3月策定)を基に、成果を検証し、重点目標を定め、施策を推進する。 |
| 生駒市スポーツ振興基本計画 | スポーツ振興課 | H23年3月 | スポーツ基本法第10条(旧スポーツ振興法第4条) | 10年 | H23～32年度までの10年間(5年経過時点で見直し)のスポーツ振興の目標と目標達成のための方針を示す。 |
| 生駒市子ども読書活動推進計画 | 図書館(生涯学習課) | H17年3月 | 子どもの読書活動の推進に関する法律第9条 | H17年～ | 「伝えよう、どきどき わくわくを!」を合言葉に、家庭・地域・学校が連携して読書環境の整備を進める。(5年経過時点で成果を検証、計画内容を精査し継続) |
| 生駒市子ども・子育て支援事業計画 | こども課 | H27年3月 | 子ども子育て支援法 | 5年 | 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的、計画的に推進する。 |
| 生駒市通学路交通安全プログラム | 教育総務課 | H26年4月 | (文科省等からの通知による) | — | 関係機関の連携体制を構築し、通学路の安全確保に向けた取組を実施する。 |

II 生駒市の教育に関する基本的な方向性

資料1 No20参照

1 基本理念

「遊ぼう」「学ぼう」「生きよう」みんなでいこまを楽しもう

社会が大きく変動し、多様化が進む 21 世紀。

その中であって、変化を恐れず、むしろワクワクする挑戦の機会ととらえることで人生をより楽しむことができます。

「遊ぶ」とは、目的にとらわれず、自由に発想し、行動し、おおいに日々を「楽しむ」こと。

「学ぶ」とは、生涯を通して、ライフステージに応じて、知り、経験し、成長し続けることを「楽しむ」こと。

「生きる」とは、遊び、学び、人や地域との積極的な関わりや豊かなつながりを通して、人生を「楽しむ」こと。

そのような市民の毎日が、ますます素敵な「いこまびと(※2)」を育て、ひいては、住み続けたいまち「いこま」、大きく羽ばたいた後にもいつかは戻ってきたいまち「いこま」を創り、誰もが活躍できる楽しく豊かな未来へとつながっていくのです。

資料1 No2、No3参照

(※2)いこまびと：生駒を愛し、「共同・協同・協働」や「自立・自律」ができる人。互いに認め合い、人を思いやる豊かな心と、国際化の時代に対応できる力を持ち、社会で生き抜く人。

平成 27 年 10 月及び 11 月に開催したワークショップでは、「こんな人になりたい」「こんな人でありたい」と思う生駒市民のことを「いこまびと」と表現し、「いこまびと」を目指して、どう学び合えばよいのか等グループ討議を行った。

2 基本方針

<子育て・就学前教育>

基本方針1 子育てを楽しめる地域づくり

- 1 保護者支援の場・コミュニティづくり
- 2 「遊び」を「学び」につなぐ就学前教育の充実

- 未来の宝である“いこまっこ”を家庭・地域・学校・行政が連携し、地域全体で見守り育みます。
- 子育て世代の保護者が孤立せず、子どもたちが安心して成長できるよう、悩みを共有・共感・相談できる場や、子育てを地域で支えあうためのコミュニティを構築します。また、現在は十分といえない男性の**育児参加**を促す取組を進め、ひとり親家庭への支援を充実します。
- 幼稚園、保育園、こども園などの就学前教育の環境整備はもちろん、その教育内容についても、「遊び」を通して創造的な「学び」につなぐとともに、地域の高齢者との世代間交流など、より多様な地域の力を**借りた**「協働」による楽しく充実したカリキュラムを策定・実践します。

<学校教育>

基本方針2 21世紀を生き抜く優しくたくましい人づくり

- 1 21世紀を生き抜く力を身につける学びの創造
- 2 **多様性を認め、挑戦を続ける、優しくたくましい心の育成**
- 3 子どもや学校のチャレンジを応援する仕組みづくり
- 4 学びを支える教職員、学校への支援

- 義務教育における**基礎的・基本的な学力**を向上させるとともに、21世紀の社会変化に対応するための「主体的に行動する力」「課題を見つけ、解決する力」「**グローバル時代に対応する語学力やプレゼンテーション能力**」「**他者と協働するためのコミュニケーション能力**」などを育成する新しい学びを創造します。
- **いじめを許さない学校づくり**をはじめ、個々人の違いや多様性を理解し、認め合うための具体的な学びの機会を確保し、**人を思いやる優しい心**を育成します。

資料1 No4参照

資料1 No5参照

育児は「参加するもの」ではなく、責任をともに担うものであることから、本表現は再考いただきたいです。

資料1 No21参照

「より多様な地域の力を借りた『協働』」とあるが「借りた」となると行政が市民の力を一方的に借りるだけで、自立、自発というようなニュアンスが出てこないのではないかと。

資料1 No6参照

資料1 No22参照

基本方針2の項目2と3の関係性が分りにくいのではないかと。（2を「多様性を認める優しい心と挑戦を続けるたくましい心の育成」とすれば、2と3の関係がよく分かるのではないかと。）

資料1 No7参照

学力・能力を伸ばすことが示されていますが、「体力」が抜け落ちているのではないかと、H22年度に奈良県から出されている報道資料では中学校の暴力発生件数が少ない地域では体力が高いと発表されており、必要なのは、運動能力ではなく、きちんと立てる・姿勢よく座れるなどの基礎体力です。バーチャルテクノロジーの現代において、体で実感する能力は必須と考えます。

資料1 No8参照

資料1 No9参照

資料1 No10参照

「子育て・教育」の方針に関する事で、自分が学校（社会）でかけがいのない大切な存在であるという自覚、自尊感情を育む視点が必要ではないかと。説明に「人を思いやる優しい心を育成します」とありますが、前提として、自分を大切に、初めて人を思いやる優しい心が生まれると思います。以上のことから、「自他ともに大切に作る心を育てる」などの文言を追加してはどうですか。

- 新しいチャレンジを促し、成功体験による自信を得るとともに、失敗した場合にはしっかりフォローし、再挑戦を促す機会を確保するなど、逆境に負けないたくましい心を育成します。
- 特別支援教育や学習支援を必要とする子どもたちへの対応、奈良先端科学技術大学院大学との連携やトップアスリート等を迎えた授業など、興味ある分野をどんどん伸ばしていく機会を増やすことにより、個に対応した教育を実践します。
- これらの学校教育の発展を確かなものとするため、教職員の資質向上につながる研修や教育環境の整備・充実に取り組みます。

<生涯学習>

基本方針3 すべてのライフステージで、楽しみながら学び、地域とつながる機会づくり

- 1 人と本、人と人をつなぎ、まちづくりの拠点となる可能性に満ちた図書館づくり
- 2 文化・伝統・芸術を通じた、より豊かなまちの実現
- 3 「健康」「生きがい」「仲間」「まち」をつくるスポーツの発展
- 4 すべての人が楽しく安心して成長できる機会の確保

資料1 No23参照

- 生涯学習の力は、∞（無限大）。乳幼児から高齢者まで、すべてのライフステージや個々のケースに応じて学び、楽しめる機会を増やし、市民の一体感の醸成を図ります。また、仲間づくり、生きがいづくり、健康づくりはもちろんのこと、市民の生涯学習をまちづくりにもつなげる具体的な仕組みを構築します。
- 生駒の図書館を、単に本を借りる場所ではなく、人と本、人と人をつなぎ、新たな文化を創造する「まちづくりのプラットフォーム」とします。
- 郷土愛を醸成し、より豊かなまちを実現するため、生駒が全国に誇る「茶釜」「音楽」をはじめとする文化、伝統、芸術を学び、体験する機会を確保します。
- スポーツを通して、健康を維持するための体力づくりができる環境や機会を充実させることにより、元気で笑顔あふれる生活を支援します。
- 障がいの有無、国籍、性別、年齢などによる差別をなくし、多様性を認め合う学びや体験の場を創るほか、他者や地域に頼ることのできる環境・雰囲気醸成します。また、失敗や挫折を経験した人の再挑戦を応援するため、きめ細やかな相談体制、きっかけの場づくりを進めます。すべての人が安心して学び、成長できる環境整備を進めます。

資料1 No24参照

資料1 No25参照

表題には、「健康」「生きがい」「仲間」「まち」と記載されているが、説明には「健康」しか書かれていない。すべてについて説明する必要があるのではないか。

Ⅲ 教育大綱策定後の進行管理

資料1 No11参照

生駒市の教育大綱及び教育大綱に基づくアクションプランの実施については、P DCAサイクルによる進行管理、点検評価・見直しを行います。

なお、外部評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況について、学識経験者による点検・評価を行うこととなっており、これを活用して行うものとします。

